

資料1 日本古生物学会が法人化する意義と国内学会の法人化の経緯について

1. 日本古生物学会が法人化する意義について

法人化検討委員会では、法人化について最近の元会長の皆様からご意見を伺いました。その中から以下のご意見をいただきましたので参考までに付記します。

「日本古生物学会は「同好会」のようなものであり、今後もそれで構わない、と考えるのであれば法人化する必要はないと思われます。一方で古生物学が、少なくとも究極的には、人類の役に立つ学問であり、その推進は社会貢献であると考えるのであれば、日本古生物学会が法人格を持って社会貢献の活動をするのは当たり前のことだと思われます。特に、古生物学は、地球科学と生物科学の結節点、そして自然科学と自然史科学の結節点にあり、それら両者をつなぐ重要な役割を潜在的に担っています。また、今回の APC2 の開催等を通して、日本古生物学会は、中国古生物学会やアジア諸国の古生物学者の組織と良好な関係を構築しました。今後これらのつながりを起点に、さらなる国際化を進め、世界でも一目置かれる存在になることが期待されます。」

法人化検討委員会では、今後、古生物学会の設立目的である「古生物学及びこれに関係ある諸科学の進歩及び普及をはかる」という理念のもと、学会を永続的に運営していくためにも、社会的信用を得て、学術団体としての立ち位置を確実にすることで、学会会員・化石友の会会員（以下、会員）にとって安心できる運営をしなければならないと思っています。そのやり方の一つが法人化であり、今回、会員の皆様にも法人化について考えていただく機会とさせていただきたく思います。

2. 国内学協会の法人化の経緯について

2. 1. 学協会等の法人化への経緯

2008年に公益法人制度改革関連3法案「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」ならびに「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が成立しました。当時すでに公益法人あるいは社団法人であった学会は、3法案施行開始から5年以内に公益社団法人か一般社団法人への移行を義務化されました。日本学術会議は2013年3月に報告した「新公益法人法への対応及び学協会の機能強化のための学術団体調査結果」の附記文書として、法人格を取得していない学会に対して、可及的速やかに法人格を取得することを勧めています。2017年度時点、日本学術会議の協力学術研究団体総数2,018のうち、法人団体の割合は31.25%と高くはないのですが、分野別にみると生命科学系は約4割、理学工学系は約5.5割と人文社会学系以外の学協会の約半分が法人格を取得しています。こうした他学会の動向を参考にしながら、本学会も法人化の検討を開始しました。

2021・2022年度将来計画委員会財務・法人化分科会が設置され、法人化の意義やメリッ

ト・デメリット、費用などの検討、法律の専門家との意見交換を実施しました。その結果、日本古生物学会が一般社団法人に法人化する意義は大きく、現在の体制を大きく変える事なく法人化できることを2021・2022年度第5回定例評議員会において提言しました。それを受けて、2023年度に法人化検討委員会が設置されました。

2. 2. 非営利の法人の種類

一般に非営利で公益性のある学会の法人として、公益社団法人、NPO法人、一般社団法人の3つがあります。公益社団法人は数千～数万人という大規模な学会に多く、公益性が求められ、NPO法人と一般社団法人は数千人以下と規模が小さく自由度があります。

- ・公益社団法人は公益事業を行うことが前提で、登記後の行政庁の認定、監視下におかれることで制約が多くなります。税制上は一般社団法人よりも優遇されるため、一般社団法人から公益社団法人を目指す学会も多いです。
- ・NPO法人はかつて登録の簡便さもありましたが、その後の法律改正により、最近是一般社団法人に法人化する学会がほとんどになりました。その理由として、NPO法人は「特定非営利活動促進法」で定められた20種類の分野の事業制約があり、所轄庁（自治体）の認定（約半年かかる）が必要となります。事業報告書や活動計算書の公開が義務となっており、収支決算や報告作業などの作業が煩雑となり、行政庁からの指導を受けます。
- ・一般社団法人はNPO法人よりも事業の自由度があり、会計などの事務作業の煩雑さも少なく、登録申請も簡便（1ヶ月弱）となっています。

日本古生物学会では、会員規模や活動の自由度の大きさなどの理由から、非営利の一般社団法人を目指すのが適当と考えています。